

令和7年第1回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和7年3月18日(火)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
住 民 生 活 部 長	吉田 一弘	事 業 部 長	廣瀬 好郁
教 育 次 長	富士 青美		
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子 ども 家 庭 推 進 室 課 長	藤岡 征章	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	----------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第 1号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 3号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 2 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事の契約の締結について

第 3 一般会計予算審査特別委員会委員長報告

議案第19号 令和7年度安堵町一般会計予算について

第 4 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告

議案第20号 令和7年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

議案第21号 令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

議案第22号 令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第23号 令和7年度安堵町下水道事業会計予算について

第 5 遊水地底面利活用特別委員会委員長報告

第 6 議案第24号 安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第 7 議案第25号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第13号）について

第 8 議案第26号 令和6年度安堵町下水道事業会計補正予算（補正第2号）について

第 9 議案第27号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について

第10 発議第 1号 軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書

第11 常任委員会の閉会中の継続調査について

第12 特別委員会の閉会中の継続調査について

第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今、出席議員9名です。

定足数に達しております。会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題といたします。

総務産業建設常任委員会の委員長、報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井総務産業建設常任委員会委員長。

（増井総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） おはようございます。議席番号8番 増井敬史です。よろしく申し上げます。

令和7年3月11日、安堵町議会議長 森田瞳様。総務産業建設常任委員会委員長 増井敬史。総務産業建設常任委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

2. 開催日時及び場所、令和7年3月10日月曜日、午前10時から、安堵町議会第

2 委員会室。

3. 出席者、(1) 委員 増井委員長、森田裕康副委員長、松田委員、近藤委員、福井委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、森田瞳委員。(2) 説明員 富井副町長、増田総合政策課長。(3) 事務局 溝本議会事務局長、吉岡リーダー。

4. 審査の内容、3月4日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、(1) 議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」令和7年3月31日をもって山崎文生委員の任期が満了となるため、新しく近藤善敬氏を任命することについて、議会の同意を求めるものである。近藤善敬氏は長年、安堵町職員としての経験があり、適任であると考え。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり同意すべきものと決した。

(2) 議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」令和7年3月29日をもって藤岡博委員の任期が満了となるため、同氏を引き続き安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるものである。藤岡博委員は長年、固定資産評価審査委員をされており、適任であると考え。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり同意すべきものと決した。

(3) 議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」令和7年6月30日をもって岡田治子委員の任期が満了となるため、同氏を引き続き安堵町人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。人権擁護委員は法務大臣が委嘱する。岡田治子委員は長年、人権擁護委員をされており、適任であると考え。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては推薦について適任とすることに決した。

以上。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより討論を省略し、案件ごとに採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

本案に対する委員長報告は、同意です。

議案第1号を原案のとおり同意することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は、委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

本案に対する委員長報告は、同意です。

議案第2号を原案のとおり同意することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案に対する委員長報告は、適任です。

議案第3号を原案のとおり適任とすることに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、委員長報告のとおり適任とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第2「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田文教厚生常任委員会委員長。

(松田文教厚生常任委員会委員長 登壇)

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） それでは、文教厚生常任委員会報告をいたします。

令和7年3月12日、安堵町議会議長 森田瞳様。文教厚生常任委員会委員長 松田勝。文教厚生常任委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第18号「安堵子ども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事の契約の締結について」

2. 開催日時及び場所、令和7年3月11日火曜日、午前10時。安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1) 委員 松田委員長、福井副委員長、近藤委員、森田裕康委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員。(2) 説明員 辰己教育長、吉田住民生活部長、富士教育次長、藤岡子ども家庭推進室課長。(3) 議会事務局 溝本議会事務局長、吉岡リーダー。

4. 審査の内容、3月4日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、(1) 議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例について」議案第4号の提案説明後、補足して、安堵町学校運営協議会規則及び学校評議員から、学校運営協議会への発展について説明が行われた。議員からは、数多くの質問・意見が出された。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議案第18号「安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事の契約の締結について」

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

以上。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を討論いたします。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第18号「安堵こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事の契約の締結について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第3「一般会計予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

一般会計予算審査特別委員会委員長の審査結果報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員会委員長（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤一般会計予算審査特別委員会委員長。

（近藤一般会計予算審査特別委員会委員長 登壇）

一般会計予算審査特別委員会委員長（近藤晃一） 報告を行います。

安堵町議会議長 森田瞳様。一般会計予算審査特別委員会委員長 近藤晃一。一般会計予算審査特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、

別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

審査事項、付託案件について。議案第19号「令和7年度安堵町一般会計予算について」

開催日時及び場所、令和7年3月6日木曜日、午前10時から。安堵町議会第2委員会室。

出席委員、近藤委員長、山岡副委員長、松田委員、森田裕康委員、福井委員、浅野委員、上林委員、増井委員。オブザーバーとして、森田瞳議長。説明員、西本町長、富井副町長、辰己教育長、吉田住民生活部長、廣瀬事業部長、富士教育次長、増田総合政策課長、吉田安全安心課長、勝井税務課長、吉田住民課長、藤岡子ども家庭推進室課長、井上健康福祉推進室課長、池田事業課長、西田会計管理者職務代理。事務局として、溝本事務局長、吉岡リーダー。

審査の内容、3月4日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。審査の結果、議案第19号「令和7年度安堵町一般会計予算について」令和7年度安堵町一般会計予算書と令和7年度当初予算審査特別委員会説明資料を基に、新規事業・臨時事業について、前年度と大きく増減した事業について、また、その他、説明しておく必要のある事業について説明を受け、審査した。

歳入歳出予算額43億7,000万円。前年度対比2億円の増。

歳入について、町税について、個人住民税、法人住民税、固定資産税等の減少により1,833万2,000円、2.2%の減額。

地方交付税は、収入ベースで約2,000万円の増。

国庫支出金については、公立学校情報機器整備費補助金、デジタル基盤改革支援補助金等の増により9,785万9,000円、32.8%の増額。

県支出金については、国勢調査委託金、参議院議員通常選挙委託金等の増により611万2,000円、3%の増額。

諸収入については、奈良県広域水道企業団の事業開始により2,429万3,000円、38.6%の増額。

町債については、山辺・県北西部広域環境衛生組合の施設管理に係る一般廃棄物処理事業債が大幅に減少したことにより8,910万円、14.5%の減額。

6億566万3,000円の財源不足については、繰入金により予算の均衡に努めた。

歳出について、法改正に基づく経費は優先的に計上し、経常的経費については節減合理化に努めながらも、行財政運営について効率的かつ透明性を高め、財政の健全化

を図り、将来世代に負担を先送りしない持続可能な予算編成を行った。

人件費については、給与改定により6,706万1,000円、6.4%の増額。

扶助費については、制度拡充に伴う児童手当の増加により4,237万4,000円、9.9%の増加。

維持補修費については、515万2,000円、5.8%の減額。

物件費は、児童生徒用端末更新等により7,171万5,000円、8.9%の増額。

補助費等は、山辺・県北西部広域環境衛生組合の施設建設に係る負担金の大幅減により2億3,804万1,000円、26.3%の減額。

投資的経費である普通建設事業費は、中央公園アリーナ防水・空調工事、こども園北館屋根工事や、町内施設LED化等により~~2億506万3,000円~~2億5,006万3,000円、117.8%の大幅増額。

他会計への繰出金は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対しては減額となるものの、介護保険特別会計（保険事業勘定）及び下水道事業会計（公営企業会計）への繰出が増額となるため1,888万2,000円、5%の増額。

以上のことから、令和7年度一般会計の総額は43億7,000万円で、前年度に比べ2億円、4.8%の増額となる。

これに基づき、各課の所管する事業について詳細な説明があった。各委員から活発な質疑がされ、慎重な審議がなされた。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案どおり可決すべきものと決した。

以上でございます。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、議案第19号「令和7年度安堵町一般会計予算について」、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4「特別会計等予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

特別会計等予算審査特別委員会委員長の審査結果報告を求めます。

特別会計等予算審査特別委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井特別会計等予算審査特別委員会委員長。

（増井特別会計等予算審査特別委員会委員長 登壇）

特別会計等予算審査特別委員会委員長（増井敬史） 議席番号8番 増井です。

令和7年3月11日、安堵町議会議長 森田瞳様。特別会計等予算審査特別委員会委員長 増井敬史。特別会計等予算審査特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。議案第20号「令和7年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」、議案第21号「令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」、議案第22号「令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第23号「令和7年度安堵町下水道事業会計予算について」
2. 開催日時及び場所、令和7年3月7日金曜日、午前10時から。安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1) 委員 増井委員長、松田副委員長、近藤委員、森田裕康委員、福井委員、浅野委員、上林委員、山岡委員。(2) オブザーバー 森田瞳議長。(3) 説明員 西本町長、富井副町長、辰己教育長、吉田住民生活部長、廣瀬事業部長、富士教育次長、増田総合政策課長、吉田住民課長、井上健康福祉推進室課長、池田事業課長。(4) 事務局 溝本議会事務局長、吉岡リーダー。

4. 審査の内容、3月4日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、(1) 議案第20号「令和7年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」令和7年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億8,492万6,000円である。団塊世代の後期高齢者医療保険移行に伴い、被保険者数が減少しており、安堵町の国民健康保険の加入状況は1,094世帯(前年度比45世帯減少)、被保険者数1,532人(前年度比137人減少)となった。

歳入は、団塊世代の後期高齢者医療保険移行に伴う被保険者数の減少等により減額となる。歳出は、外来受診時の療養給付費の増加、糖尿病教室開催等により増額となる。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議案第21号「令和7年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算について」令和7年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億1,566万2,000円である。前年度より3,496万2,000円、4%増額となった。

要支援認定者134人、前年度比20人増加。要介護認定者344人、前年度比2人増加である。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議案第22号「令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」令和7年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億6,359万9,000円である。前年度より567万4,000円増額となった。

制度の運営は、奈良県のすべての市町村が加入する「奈良県後期高齢者医療広域連合」が保険者となり、市町村とで役割分担をしている。被保険者数1,375人、前年度比47人増加である。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

(4) 議案第23号「令和7年度安堵町下水道事業会計予算について」収益的収入及び支出について、収益的収入2億4,344万4,000円、収益的支出2億4,083万3,000円。資本的収入及び支出について、資本的収入1億5,840万円、資本的支出1億7,203万円。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,363万円は、当年度損益勘定留保資金1,363万円で補填するものとする。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

以上。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第20号「令和7年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第20号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第21号「令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第22号「令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第23号「令和7年度安堵町下水道事業会計予算について」
討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5「遊水池底面利活用特別委員会委員長報告」を議題とします。

遊水池底面利活用特別委員会委員長の報告を求めます。

遊水池底面利活用特別委員会委員長（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤遊水池底面利活用特別委員会委員長。

（近藤遊水池底面利活用特別委員会委員長 登壇）

遊水池底面利活用特別委員会委員長（近藤晃一） 安堵町議会議長 森田瞳様。遊水池底面

利活用特別委員会委員長 近藤晃一。遊水地底面利活用特別委員会報告書。本委員会を開催しましたので、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

審査事項、遊水地の底面利活用について。

開催日時及び場所、令和7年3月10日月曜日、午前10時45分、安堵町議会第2委員会室。

出席者 近藤委員長、上林副委員長、松田委員、森田裕康委員、福井委員、浅野委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員。説明員 廣瀬事業部長、池田事業課長。事務局 溝本事務局長、吉岡リーダー。

審査の内容、令和7年2月3日の安堵町遊水地底面利活用検討委員会で検討された案件について、説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査した。

当委員会としての結果は次のとおりです。

審査の結果、遊水地の底面利活用について。令和7年2月3日に開催された安堵町遊水地底面利活用検討委員会の検討内容について説明を受け審議した。

全日本トラック協会によるトラックステーションとして利用したいとの提案については、メリット・デメリットについて質疑があり、直接的なメリットがほぼないのに対し、西名阪国道からトラックステーションに出入りするトラックが増加し、危険度が増すうえ、道路面の損傷が大きいこと、トラック協会からは維持管理費用しか徴収できない等の理由により、トラック協会によるトラックステーションの利用については余りにもメリットが小さいとの結論に達した。

住民の健康増進のための遊歩道や遊水地周囲堤の公園化、スポーツ施設の建設、盆踊り等イベント時の遊水地底面利用等についても検討されたが、大和川河川事務所から明確な返答がないため決定に至っていない。

これらから、遊水地の第一目的は治水であり、現状の工事の進捗を優先し、底面利活用は後で、利活用が可能な範囲が確定した時点で再検討するという検討委員会の決定を支持することとした。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。ありがとうございました。

以上で、遊水地底面利活用特別委員会委員長報告を終わります。

議長（森田 瞳） 只今、10時35分です。

10時45分まで、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時35分）

再 開（午前10時45分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第6 議案第24号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、議案第24号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」でございます。

本町教育委員会 辰己秀雄教育長から、一身上の都合により3月31日をもって教育長を辞職したいとの申し出がございました。辰己教育長は、令和元年10月から5年6か月の間、本町の教育長として教育行政の推進に御尽力をいただいておりますが、本人の御意思を尊重し、辞職に同意することといたしました。この場をお借りして、辰己教育長のこれまでの御尽力に心から感謝を申し上げます。

次に、辰己教育長の後任といたしまして、久保茂樹氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

久保茂樹氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、人格高潔で、教育行政に係る執権が豊富な方です。つきましては、同氏を任命することについて、議会の同意をいただきますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第24号 安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月18日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県大和郡山市東岡町5-4

氏名 久保茂樹 昭和39年4月14日生

なお、任期でございますが、まずは辰己教育長の残任期間である令和7年4月1日から令和7年9月30日までとさせていただきます。

御審議、御同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第24号は、同意することに決定いたしました。

久保氏から、任命同意された折には御挨拶いたしたいと、その旨、申し出がありました。

議場において発言することを許可いたしたいと思いますので、しばらくお待ちください。

（久保茂樹氏 入場）

（久保茂樹氏 登壇）

久保茂樹氏 この度、安堵町議会の御同意をいただき、教育長を拝命することとなりました。安堵町の教育の充実発展を担う重責を思うと、その職責の重さに身の引き締まる思いです。

今の時代は、変化が激しく先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代と言われていいます。こうした中、主体性を持ち、夢や志を語れる、たくましい生き方ができる人づくりが何より大切だと考えています。

町民の皆様一人ひとりの豊かな心や夢を育むため、これまでの校長としての経験を生かしつつ、今後も関係者の皆様と連携を図りながら、誠心誠意全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

(久保茂樹氏 退場)

議長(森田 瞳) 辰己教育長より、退任の御挨拶をよろしくお願いいたします。

(辰己教育長 登壇)

教育長(辰己秀雄) この度、一身上の都合で退職となり、申し訳ございません。私、就任後コロナ禍となって、無我夢中で教育委員会事務局をお預かりし、何とか町立学校・園の教育施設の充実のチャンスと捉え、ハード面は他市町村に比べても遜色のない教育環境が整いました。感謝申し上げたいと思います。

ただ、現在、特にこの1年、教育委員会事務局は幾多の欠員で、緊急状態の様相です。私の、教育長としての管理運営の力量不足、そして不徳の致すところであり、遺憾に思うところでございます。

新しい教育長をお迎えし、人は石垣なりと申しますように、皆様方の人的な御厚情賜りますようお願い申し上げ、退任の御礼の御挨拶とさせていただきます。期間中、本当にお世話になりました。

(拍手)

議長(森田 瞳) 辰己教育長におかれましては、就任以来5年余りの期間でございました

ですけれども、コロナの問題に直面され、また学校の子どもたちの、そのコロナに対しての感染予防等に重々、いろいろと御心労あったことと御拝察申し上げます。

また、新しく令和7年度の新予算として組み入れていただきました、学校関係の、体育館関係の修理。また、空調設備。また、こども園の大改修。これも、ちゃんと本日、予算化を相成っていく訳でございますけれども、これはまた、やがて安堵町の教育面での充実ということで、辰己教育長の業績ということで残っていく訳でございますので、5年数か月の間、非常に御心労になられたように拝察いたします。どうもお疲れでございました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第25号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第13号）について」を議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、議案第25号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第13号）について」、説明させていただきます。

本補正につきましては、被災時における避難所等のトイレ確保のため、移動式トイレカーの購入。

次に、子ども子育て支援法の改正により、令和7年4月1日より、妊婦のための支援給付事業が制度化し、既存システムの改修が必要になること。

さらに、令和5年度、出産・子育て応援交付金が確定し、超過交付により返還が生じること。

また、人件費の一部に不足が生じること。

以上により、それぞれ補正予算を計上するものでございます。

はじめに、歳出でございます。補正予算書12ページ、13ページをお願いいたします。

す。

3款 民生費、2項 児童福祉費、2目 児童措置費で、制度改正による妊婦のための支援給付対応のシステム改修及び国庫補助金令和5年度出産・子育て応援交付金の交付額確定により返還が必要となったことによる補正で116万1,000円の増額。

次に、4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 保健衛生費で国庫補助金令和5年度出産・子育て応援交付金伴走型相談支援事業の交付額確定による返還が必要となったことによる補正で4万9,000円の増額。

次に、7款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費で、人件費の不足による増額で50万円の増額補正でございます。

最後に、8款 消防費、1項 消防費、2目 災害対策費で、被災時における避難所等のトイレ確保のための移動式トイレカーの購入のため972万4,000円の増額補正でございます。

次に、歳入でございます。10ページ、11ページをお願いいたします。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金につきましては、消防費の歳出補正の、移動式トイレカー購入に対する国庫の財源として486万2,000円の増額補正。2目 民生費国庫補助金につきましては、民生費の歳出補正の、法改正に伴うシステム改修に対する国庫の財源として49万5,000円の増額補正でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金で127万7,000円の増額補正。

最後に、21款 町債に係る補正として、1項 町債、6目 消防債で、移動式トイレカー購入について、財源として、一般補助施設整備等事業債を活用することとなったため480万円の増額となります。

以上です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第25号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第13号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第13号）を、別紙のとおり提出する。

令和7年3月18日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書の2ページをお願いいたします。

議案第25号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第13号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,143万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,307万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月18日提出、安堵町長 西本安博。

3ページをお願いいたします。

議長(森田 瞳) 課長、3ページ、4ページの、款項の説明、結構でございますので、第2表の繰越明許、そして地方債補正を説明ください。

総合政策課長(増田篤人) はい。それでは、5ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正についてでございます。

8款 消防費、1項 消防費、事業名、災害時移動式トイレカー購入事業で972万4,000円、こちらにつきましては、本事業の交付金決定の内示が令和7年3月7日であり、今年度中に事業完了することが困難なため、繰越を行うものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。第3表 地方債補正でございます。

歳入の説明でも触れましたように、新たに追加するものは、一般補助施設整備等事業債で480万円でございます。

以上でございます。

なお、7ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくをお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。
討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。
これより、議案第25号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。
議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第8 議案第26号「令和6年度安堵町下水道事業会計補正予算(補正第2号)について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

事業課長(池田佳永) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。池田事業課長。

(池田事業課長 登壇)

事業課長(池田佳永) 事業課の池田でございます。よろしく願いいたします。それでは、議案第26号「令和6年度安堵町下水道事業会計補正予算(補正第2号)について」御説明させていただきます。

本補正は、本年度末に返還する予定の企業債額を精査しましたところ、予算額に不足が生じることが判明したため、増額補正するものでございます。

それでは、令和6年度安堵町下水道事業会計補正予算書の方を2枚めくっていただ

きまして、

議案第26号 令和6年度安堵町下水道事業会計補正予算（補正第2号）

第1条 令和6年度安堵町下水道事業会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度安堵町下水道事業会計予算第4条、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,098万8,000円は当年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。」に改め、定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部でございます。第1款 資本的支出、第1項 企業債償還金、既決予定額1億4,545万8,000円、補正予定額1,420万円、計1億5,965万8,000円。

支出合計といたしまして、第1款 資本的支出、既決予定額が2億1,235万8,000円、補正予定額1,420万円、計2億2,655万8,000円でございます。

令和7年3月18日提出、安堵町長 西本安博。

以降のページにつきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、表紙に戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第26号 令和6年度安堵町下水道事業会計補正予算（補正第2号）について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町下水道事業会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月18日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。

御審議、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第9 議案第27号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事業課長(池田佳永) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。池田事業課長。

(池田事業課長 登壇)

事業課長(池田佳永) 事業課の池田です。よろしく願いいたします。それでは、議案第27号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について」御説明させていただきます。

本議案は、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、水道事業が直面する課題に対し、連携して広域で水道の老朽化対策を通じて基盤強化を図ることにより、住民に対して安全で安心な水道水を将来に渡って持続的に供給することを統合する目的として、令和5年4月1日付で、奈良県広域水道企業団準備協議会が設立されました。

その企業団でございますが、協議がまとまり、令和7年4月1日付で奈良県広域水道企業団が設立することに伴い、令和7年3月31日付をもって当準備協議会の廃止の議案を町議会の議決を得る必要がございますので、上程するものでございます。

それでは、議案書の方を朗読させていただきます。

議案第27号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和7年3月31日をもって、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することについて、関係地方公共団体と協議をしたいので、議決を求める。

令和7年3月18日提出、安堵町長 西本安博。

関係地方公共団体といたしまして、奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団、奈良広域水質検査センター組合。

以上でございます。

御審議、御可決よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続けます。日程第10 発議第1号「軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

（上林議員 登壇）

6番（上林勝美） 議席番号6番 上林。議案書を朗読させていただきます。

発議第1号 軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第12条第1項の規定により提出します。

令和7年3月18日提出、提出者 安堵町議会議員 上林勝美

賛成者 安堵町議会議員 森田瞳議員、福井議員、

松田議員、森田裕康議員、増井議員、

山岡議員、浅野議員、近藤議員

軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書

軽度・中等度聴覚障がい児は、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題を有しています。軽度・中等度であっても、「聞こえ」は発達・学業にも大きな影響を及ぼし深刻です。

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用助成制度は、国としては確立していませんが、奈良県など各自治体の努力により支援につながっています。一方で、障害者総合支援法では自己負担割合がおおむね1割であり、特殊な補聴器に対する助成も特例的に認められていることと比較すると、軽度・中等度難聴児については養育者の費用負担が大きいと言えます。

奈良県の制度も不十分な点がいくつかあります。例えば、対象者の文言について、た

だし書きはついているものの「両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満であるもの」となっています。この記載内容では、両耳難聴の聴覚障がい児のみが対象で、一側性難聴(片耳難聴)児は制度の対象外であると受け取られかねません。また、補聴器を装用するためには耳あて等(耳あて、耳穴型シェル)が必要であり、身体の成長が著しい幼児期から青年期にあつては、幼児期なら半年に1回、小学生なら1年に1回の割合で作り直しが必要と言われていています。昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき補聴器内部に錆が発生し不具合が生じることも頻繁にあり、この修理費なども負担となっています。一側性難聴児、特に言語習得期の幼児期や、小・中・高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身につける年齢層の児童・生徒にとって、有用な機器と言われるクロス補聴器は、一般的な補聴器と比較して非常に高価で、片耳の聴力があるのだからと、購入を断念するケースが散見されます。

以上のことから、軽度・中等度聴覚障がい児に対して十分な補助が行われるよう以下の改善を求めます。

記。1. 対象者について、「両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満であるもの」という記載内容を「いずれかの耳または両耳の聴力レベル」もしくは、「ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めるときは、一側性難聴についても対象となる場合があります」という文言へ変更をすること。

2. 助成対象の項目に補聴器を装着するための耳あて等や、補聴器の修理費を含めること。

3. 購入助成対象にクロス補聴器を加えること。

4. 所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月18日、安堵町議会

提出先 奈良県知事、奈良県議会、奈良県障害福祉課

以上です。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第11「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第12「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長、公共施設等合理化推進検討特別委員会

委員長、遊水地底面利活用特別委員会委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

各特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第13「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(森田 瞳) これで本日の日程は、すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第1回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

午前11時17分
